

事務連絡  
令和5年5月15日

各都道府県医療関係職種養成施設  
事務ご担当者様

厚生労働省医政局地域医療計画課  
医事課  
歯科保健課

各医療関係職種養成所（施設）に係る報告について

標記について、令和5年度の報告管理システムによる報告が可能となりましたので、下記の点にご留意の上報告願います。

また、貴都道府県下の各養成所（施設）に対して、別紙見本をご参考に報告を求めていますようお願いいたします。

記

○報告期限 令和5年7月31日（月）までに、報告（確定・承認処理）をお願いいたします。

○対象職種 ①診療放射線技師、②臨床検査技師、③理学療法士、④作業療法士、⑤視能訓練士、⑥あん摩マッサージ指圧師、⑦はり師きゅう師、⑧柔道整復師、⑨歯科衛生士、⑩歯科技工士、⑪救急救命士、⑫言語聴覚士、⑬臨床工学技士、⑭義肢装具士

○注意事項 各養成所（施設）からの報告に入力誤りがあった場合は、当該養成所（施設）に対し必要な修正等を指示したうえで、承認処理を行うようお願いいたします。

なお、システムの具体的な操作方法については、システム上の「施設認定規則報告操作マニュアル(都道府県用)」を参照し、なお解決しない場合は、下記の担当又は看護師等学校養成所ヘルプデスク（※）へお問合わせください。

また、各養成所報告事務担当者あての事務連絡に留意事項を追加したところですが、昨年度の報告について、留意事項に沿わない回答が散見されております。報告を求める際は必ず周知いただくようお願いいたします。

※看護師等学校養成所ヘルプデスク

TEL：080-9510-9710（東京都への緊急事態宣言期間中は休止）

メール：g-youseijo-support@sec.co.jp

（平日（月～金）午前9時～午後5時迄）

厚生労働省医政局

地域医療計画課 関 (担当：⑪)

TEL：03-3595-2185

医事課 岩井 (担当：①～⑧、⑫～⑭)

TEL：03-3595-2196

歯科保健課 田代 (担当：⑨、⑩)

TEL：03-3595-2205

(見本)

事 務 連 絡  
令 和 5 年 月 日

各養成所（施設）  
報告事務ご担当者 様

〇〇県〇〇部〇〇課

各医療関係職種養成所（施設）に係る都道府県知事への報告について

標記について、厚生労働省本省より令和 5 年度の報告管理システムによる報告が可能である旨連絡がありましたので、お知らせします。

については、下記の点に留意の上ご報告願います。

#### 記

○報告期限 令和 5 年 5 月末日までに厚生労働省ホームページ掲載の「看護師等養成所報告管理システム」にて報告してください。（令和 5 年 3 月 31 日付指定取消を受けた養成施設等につきましても、報告が必要となります。）

○対象職種 ①診療放射線技師、②臨床検査技師、③理学療法士、④作業療法士、⑤視能訓練士、⑥あん摩マッサージ指圧師、⑦はり師きゅう師、⑧柔道整復師、⑨歯科衛生士、⑩歯科技工士、⑪救急救命士、⑫言語聴覚士、⑬臨床工学技士、⑭義肢装具士

○注意事項 報告については内容等を十分確認し、入力間違い及び書類の不備等がないよう、複数者による確認をお願いします。  
また、報告事項については「看護師等学校養成所報告管理システム操作マニュアル（養成所利用版）」に基づき入力いただいているところですが、一部の項目について施設ごとに入力方法が異なるケースが見られたため、**別紙「報告の際の留意事項」を作成しております。報告の際はマニュアル及び別紙留意事項に従って入力いただくようお願いいたします。**  
なお、システムの具体的な操作方法について、マニュアルを参照しても解決しない場合は、看護師等学校養成所ヘルプデスク（※）へお問合わせください。

※看護師等学校養成所ヘルプデスク  
TEL：080-9510-9710（東京都への緊急事態宣言期間中は休止）  
メール：g-youseijo-support@sec.co.jp  
（平日（月～金）午前9時～午後5時迄）

（別紙）

# 看護師等養成所報告管理システム

## 学校養成所施設認定規則報告の際の留意事項

平成30年4月25日

### 2-2 「学年別学生数の登録」(マニュアルP10～)について

「入学定員」欄については、全学年の合計ではなく、当該年度の1学年定員を入力してください。

### 2-3 「前学年度の卒業者数及び就職状況の登録」(マニュアルP12～)について

「就職先」欄については、病院等就業先の固有名詞ではなく、下記の種別のうち該当するものを入力してください。

「就職先」種別

1. 病院（整形外科）	15. 義肢製作所（義肢装具士）
2. 病院（リハビリ）	16. 施術所開業（あはき柔整）
3. 病院（眼科）	17. 施術所勤務（あはき柔整）
4. 病院（歯科）	18. 出張開業（あはき柔整）
5. 病院（1～4以外）	19. 出張勤務（あはき柔整）
6. 診療所（整形外科）	20. 国家資格以外の医業類似行為業（開業・勤務）
7. 診療所（リハビリ）	21. 消防官
8. 診療所（眼科）	22. 医療機器・製薬関係企業
9. 診療所（歯科）	23. 一般企業
10. 診療所（6～9以外）	24. 公務員（行政職）
11. 衛生検査所	25. 教育施設
12. 歯科技工所	26. 進学
13. 介護保険施設・老人ホーム	27. その他
14. 障害者支援施設	28. 未定

### 2-4 「授業実施状況の登録」(マニュアルP16～)について

- 「指定規則に定める教育内容」欄については、各職種の指定規則（認定規則）別表に定める分野名と教育内容の両方を入力してください。（例：「基礎分野 科学的思考の基盤」「専門基礎分野 人体の構造及び機能」「専門分野 臨床実習」等）
- 指定規則に定めるもの以外の授業科目を実施している場合は、「指定規則に定める教育内容」欄には「その他」と入力してください。
- あはき柔整の養成課程について、指定規則に定める教育内容「専門分野 実習（臨床実習を含む。）」の臨床実習に該当する「学則に定める授業科目」欄を入力する際には、授業科目名の後に（臨床実習）と記載してください。
- カリキュラム改正等により、改正前後の複数の教育課程が実施されている場合は、それぞれの課程で実施されている「学則に定める授業科目」を入力し、いずれの課程に属する科目か分かるよう、授業科目名の後に（改正前）（改正後）等と記載してください。